

捕鯨をめぐる国際的対立とラテンアメリカ諸国の動向

森下 丈二

クジラと捕鯨をめぐる国際的な意見の対立は、2018年9月にブラジルのフロリアノポリスで開催された国際捕鯨委員会（IWC）第67回総会で意見の対立が解決し難い状況にあることが明確となった。IWCではブラジルを筆頭としてラテンアメリカ諸国が反捕鯨運動の先頭に立っており、プエノスアイレス・グループという強硬な反捕鯨ブロックを形成している。本稿では、捕鯨論争の構造を解説し、IWC第67回総会の結果と意味を考える。さらに、ラテンアメリカ諸国が反捕鯨政策をとっている背景についても触れる。

捕鯨論争の構造

捕鯨問題は、クジラを他の海洋生物資源と同様に、資源が豊富な場合にはそれを枯渇させることなく利用するという考え方と、クジラを特別な動物と位置付け、いかなる場合にもその捕獲は認めないという考え方の対立と表現できる。日本を含む捕鯨を支持する国は前者の考えであり、「持続的利用支持派」と称される。欧米諸国の多くや豪州、ラテンアメリカ諸国は基本的に後者の考え方である。

捕鯨に反対する議論は多様であるが、「クジラは絶滅に瀕している」ので捕鯨は許されるべきではないという主張がある。クジラが本当に絶滅に瀕しているのであれば、これは正しい意見であろう。「クジラは特別な動物だ」という考え方もある。これは価値観や感情の問題である。「商業捕鯨は国際法によって禁止されている」というイメージもある。「捕鯨は倫理に反する」という批判がある。爆発鉛を使ってクジラを殺すことは残虐だという考えである。また、「世界の世論は反捕鯨」であるのだから捕鯨を諦めるべきだという主張がある。「捕鯨は日本の文化ではない」という捕鯨文化擁護論への反論もある。

誌面の都合もあり、ここではすべてに反論しないが、いくつかの論点を挙げてみたい。

クジラは絶滅に瀕しているか？

いくつかの鯨種については過去に乱獲があったこ

とは事実であるが、現在ではその多くの資源が回復している。IWCは科学者が合意した情報を公表しているが、例えば、多くの海域でザトウクジラは捕鯨による乱獲前の水準に向けて非常に速いペースで回復している証拠があるとされている。他にも、IWCは北大西洋のナガスクジラなどが健全な資源状態にあるとしている。南極海のクロミンククジラ資源推定量については、過去に行われた資源量調査の時と比べて減少傾向にあるとしているが、数十万頭というレベルにあり、絶滅危惧種では全くないと明言している。

捕鯨は法律で禁止されているのか？

捕鯨が禁止されているという主張やイメージの源は、IWCが1982年に採択した商業捕鯨モラトリウムであろう。その規定は、国際捕鯨取締条約の附表第10項（e）にあり、これが現在でも有効な法律拘束力をともなう規定である。一般的なイメージは、商業捕鯨モラトリウムが設定されたことによって、捕鯨は違法な活動として恒久的に禁止されたというものであろう。実際は、「暫定的に捕鯨を中断するが、その間に科学データを収集し、遅くとも1990年までに包括的な評価を行い、零以外の捕獲頭数を設定することを検討する」と規定されており、これは、むしろ捕鯨再開の手続きである。ところが、商業捕鯨は恒久的に禁止であるとのイメージが強い。

世界の世論は反捕鯨か？

IWC加盟国を持続的利用支持国と反捕鯨国に分類すると、2017年4月時点で88か国がIWCに加盟しているが、39対49となっている。世界の世論は反捕鯨であるという主張とは程遠い。

本当の問題

捕鯨問題については、鯨類資源が豊富なことを科学的に示す証拠や、捕鯨が日本の文化であることを粘り強く示せば理解が得られるという考えもある。

IWC加盟国

鯨類の持続可能な利用支持国(加盟国数39カ国)		反捕鯨国(加盟国数49カ国)	
(アジア) (6カ国)	日本、カンボジア、モンゴル、中国、韓国、ラオス	(アジア) (6カ国)	インド、イスラエル、オマーン
(アフリカ) (16カ国)	カメルーン、ガンビア、ギニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ベナン、マリ、モーリタニア、モロッコ、ギニアビサウ、コンゴ(共)、タンザニア、エリトリア、ガーナ、ケニア	(アフリカ) (16カ国)	南アフリカ、ガボン
(欧州) (4カ国)	アイスランド、ノルウェー、ロシア、デンマーク	(欧州) (27カ国)	アイルランド、イタリア、英国、オランダ、オーストリア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルグ、クロアチア、スロベニア、キプロス、ルーマニア、リトアニア、エストニア、ポーランド、ブルガリア
(大洋州) (6カ国)	パラオ、ナウル、マーシャル、ツバル、キリバス、ソロモン	(大洋州) (6カ国)	豪州、ニュージーランド
(中南米) (7カ国)	アンティグア・バーブーダ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ、セントビンセント・グレナディーン	(中南米) (14カ国)	アルゼンチン、チリ、パナマ、ブラジル、メキシコ、ペルー、ベネズエラ、コスタリカ、エクアドル、ニカラガ、ウルグアイ、ドミニカ共和国、コロンビア、グアテマラ
加盟国は88カ国(2017年4月現在) *グアテマラは2017年7月1日に脱退(手続き済)		(北米) (1カ国)	米国

(注)上記は過去の投票等を勘案して便宜的に2つのグループに区分したものであり、厳密かつ明確な基準に基づき区分したものではない

6

IWC 加盟国。水産庁「捕鯨をめぐる情勢 平成 29 年 4 月」より
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-5.pdf>

しかし、IWC では、クジラを持続可能な利用が認められる海洋生物資源とみる考え方と、クジラは特別な動物であって、どんな条件下であっても守るべきだという考え方が対立している。後者の立場からすれば、科学的な証拠が有ろうと日本の文化であろうと捕鯨には反対であり、そこには妥協の余地はない。科学的根拠や文化論では解決策は出てこない。

IWC では、1997 年のアイルランド提案以来、数次にわたって持続的利用支持国と反捕鯨国との間の妥協を模索する「和平交渉」が行われてきたが、ことごとく失敗に終わった。妥協案の常として、両者の考えの中間点を探るわけであるが、強硬な反捕鯨国は一頭たりとも捕鯨を許さないという立場であり、中間点が存在しないことが失敗の大きな原因のひとつであろう。

今までどおりの粘り強い説得や妥協点の模索には限界があるとの認識に立って、日本は 2013 年以降新たなアプローチに舵を切った。すなわち、クジラと捕鯨に関して根本的な、相いれない立場が存在することを受け入れ、これを前提としたうえで IWC という国際機関のもとでの共存が図れるかという課題への対応である。

まず、2014 年の IWC 第 65 回総会では、捕鯨再開への反対の理由が、科学でも、法律でも、監視取締措置の不備でもないことを明確化するため、否決されることを想定の上で日本の沿岸小型捕鯨地域への捕獲枠提案を行った。この提案では、捕獲枠提案は IWC 科学委員会の結果に基づく頭数としたうえで、監視取締措置についても IWC で議論されてきた要求を基本的にはすべて盛り込んだが、予想通り反

捕鯨国の反対に会い、否決された。従来はこれで総会での議論が終わるわけであるが、第 65 回総会では、否決を受けて反対の理由を詳細かつ執拗に問いつけた。それへの回答は、やはり予想どおりであり、どのような条件のもとでも商業捕鯨再開には反対するというもので、総会終了後も同じ質問を書面で行ったが、その回答は変わることはなかった。

前回の総会とその後の意見照会の結果を受けて、2016 年の IWC 第 66 回総会では、今までのように捕鯨の科学的根拠や法的根拠を主張するのではなく、捕鯨論争の解決に向けて、クジラと捕鯨に関する本質的立場の違いを正面から議論することを提案した。反捕鯨国側も対話には応じる姿勢を示し、総会終了後、IWC のホームページ上で透明性を確保した議論を行うことを提案したが、一部の反捕鯨国は議論が公になることに懸念を示し、希望する国については非公開での議論を行うこととした。持続的利用支持国に少しでも好意的な反応をすれば、世論なり反捕鯨 NGO から批判を受けることが、この非公開議論の背景にある。

IWC第67回総会

IWC 第 67 回総会は、2018 年 9 月 10 日～14 日にブラジルのフロリアノポリスで開催された。日本は、持続的利用支持国と反捕鯨国が Agree to Disagree できること（共存）を目指した改革案を提示し、捕鯨問題の前進を目指した。



フロリアノポリスの IWC 第 67 回総会会場

立場の異なる加盟国の共存を訴えた日本の IWC 改革提案について、持続的利用支持国は支持を表明したが、反捕鯨国は「商業捕鯨につながるいかなる提案も認めない」、「IWC は保護のみを目的に「進化」しており、モラトリアムの解除は一切認められない」

などとして、強硬に反対を表明した。本提案は、投票に付された結果、否決された。

他方、ホスト国であるブラジルがリードをとって、クジラの保護のみを目指す「21世紀の鯨類の保全と管理におけるIWCの役割に関するフロリアノポリス宣言」が提案された。反捕鯨国からは、「同提案はIWCのビジョンを示している」として支持が表明され、持続的利用支持国は反対を表明。投票に付された結果、これが可決された。

期せずして第67回総会は、持続的利用支持国と反捕鯨国の双方から出されたIWCの将来の在り方を問う提案を議論する場となった。そしてその結果は、日本提案による共存が否定され、IWCは鯨類を保護する機関に進化したというフロリアノポリス宣言が採択された。この宣言に法的拘束力はないものの、そのメッセージは明確である。これを受けて、日本代表団は、IWCとの関係を根本的に見直し、あらゆるオプションを検討せざるを得ないとの発言を行った。

日本代表団は過去のIWCの総会でもIWCからの脱退に言及したことがあり、この発言を日本による脱退の検討と受け取った国やマスコミは少なくない。いずれにしてもしっかりとした検討が必要であるが、IWCから脱退するとしても国際法上日本は自由に捕鯨を再開できるわけではない。日本が加盟する他の国際条約、例えば国連海洋法条約や南極条約の適用は引き続き受けることになり、これらの規定に従えば南極での捕鯨活動は事実上出来なくなり、他の水域での捕鯨についても国際機関を通じての協力義務が存在するからである。脱退は議論が成り立たなくなったIWCからの活路を提供するかもしれないが、失うものもあることを覚悟しなければならない決断となる。

なぜラテンアメリカ諸国は捕鯨に反対するのか？

IWCでは、ブラジルを筆頭としてラテンアメリカ諸国がブエノスアイレス・グループという反捕鯨ブロックを形成している。ブラジルは捕鯨を行っていた歴史もあるが、なぜ捕鯨に反対するのか。

おそらくこの背景には、反捕鯨NGOが果たしている役割が大きいと考えられる。反捕鯨運動を含む環境保護運動は欧米諸国で活発であるが、無数のNGOが存在するためにそれぞれのNGOの影響力や寄付金の確保につながる認知度などを得る競争が激しい。

また、欧米諸国は「市場」としても飽和状態にあり、新たなキャンペーンのための課題探しや新たな寄付のソースを得ることも困難となっている。その中で新たな市場への進出が図られた。ターゲットは旧共産圏の東欧諸国、アジア、そしてラテンアメリカ諸国であったが、最も市場開拓に成功したのはラテンアメリカ諸国である。

これら諸国のIWC代表団にはしばしば反捕鯨NGOのメンバーが参加し、会議での発言も行っている。各国の政府への働き掛けも活発である。ラテンアメリカ諸国ではアジアなどと比較して市民運動が活発となる歴史的文化的素地があることや、反捕鯨政策をとることによるデメリットがほとんど存在しないことなどが、このような成功につながったのではないかと想像できる。

他方カリブ海諸国を中心に持続的利用支持国も多数存在する。セントビンセントなど鯨類を現に捕獲している国も複数あり、鯨類を含むすべての海洋生物資源の持続的利用を支持する立場にある。ラテンアメリカの持続的利用支持国は一般に小国が多く、政治的経済的自立の確保のためには、食料として使える資源を自らの意志と決定で利用できることが非常に重要で、国家の主権にかかわると考える意識が強いことも、彼らが持続的利用を支持することの背景にある。

捕鯨問題の今後

フロリアノポリスでのIWC第67回総会は、IWCにおいて持続的利用支持国と反捕鯨国が共存することを明確に否定した。クジラと捕鯨をめぐるグローバルな情勢を見れば、気候変動や海洋汚染、船舶との衝突など捕鯨に関する立場にかかわらず対応すべき保全（コンサベーション）の問題と対応のニーズがあり、同時に先住民捕鯨を含め捕鯨を行っている国が存在することから、捕鯨を管理して持続可能な利用を実現するニーズも歴然として存在する。IWCは対立のためにそのいずれをも満足に行っていない。今後の展開は予断を許さないが、注意深く見守っていく必要がある。

（もりした じょうじ 東京海洋大学教授、IWC日本政府代表）